

川崎市上下水道局 長沢浄水場
排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに
処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

第3回質問に関する回答
(3次回答)

令和5年12月

川崎市上下水道局

本質問回答書は、令和5年11月27日（月）午前9時から12月1日（金）午後5時までに受け付けた、川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業の入札公告等に関する質問に対して回答（3次回答/全質問回答掲載）を記載したものです。

なお、総質問受付数は、以下のとおりです。意見につきましては、回答等いたしませんので、ご了承ください。

入札説明書等に関する質問	質問
1 入札説明書	33件
2 基本契約書（案）	6件
3 建設工事請負契約書（案）	20件
4 運転維持管理業務委託契約書（案）	33件
5 モニタリング基本計画書（案）	1件
6 実施方針	2件
7 実施方針（新旧対照表）	
8 要求水準書	61件
9 要求水準書（新旧対照表）	
10 事業設計書	
11 工事設計書	
12 業務委託設計書	
13 設計・施工・運転維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱	
14 設計・施工・運転維持管理一括型総合評価落札方式実施要綱	
15 各種様式（第3号様式～7-1号様式）	1件
合計	157件

第 1 本事業の概要		
	1 事業内容に関する事項	
	2 予定価格	2件
第 2 事業者の募集及び応募の手続き等に関する事項		
	1 事業者の募集	4件
第 3 入札参加資格要件		
	1 応募グループの構成等	
	2 共通の参加資格要件	
	3 各業務における参加資格要件	8件
第 4 応募時の提出書類		
	1 入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類等	1件
	2 入札書及び技術提案書等	
	3 技術提案書類の作成要領	10件
第 5 落札者の決定		
	1 落札者決定基準について	
	2 落札者決定の手順	
	3 要求水準基礎審査	2件
	4 総合評価落札方式による評価	
第 6 落札後の手続		
	1 建設 J V の結成	
	2 運転維持管理 J V の結成	
	3 総価契約単価合意方式の適用	4件
第 7 提出書類の取扱い		
	1 技術提案の使用及び保護	1件
	2 特許権等	
第 8 特定工事／委託		
第 9 その他		
	1 入札の延期又は取りやめ	
	2 当該契約において使用する言語及び通貨	
	3 関連情報を入手するための照会窓口	
	4 契約条項等の閲覧	
	5 本事業について	
	6 指定様式について	
	7 下請契約について	
	8 建設業退職金共済制度について	
第 10 Summary		
	1 予定価格	
	2 入札及び契約手続等	
	3 入札に伴う費用負担	
	4 情報公開及び情報提供	
	5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先	
	6 その他	
別紙		
	1 Subject matter of the contract	
	2 Time-limit for tender(direct delivery)	
	3 Deadline for tender (by registered mail)	
	4 Contact point for the notice	
その他		1件
合計		33件

2 基本契約書（案）に関する質問・意見合計6件		質問
第1条（目的）		
第2条（定義）		1件
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）		
第4条（事業日程）		1件
第5条（契約の締結）		
第6条（役割分担）		
第7条（契約内容不適合に関する責任）		1件
第8条（モニタリング実施計画）		
第9条（本契約上の権利義務の譲渡の禁止）		
第10条（債務不履行）		
第11条（本契約の解除）		
第12条（事業者による契約の解除）		
第13条（契約解除の効果）		
第14条（構成企業の変更）		
第15条（秘密保持義務）		2件
第16条（個人情報の保護）		
第17条（本契約の変更）		
第18条（準拠法及び管轄裁判所）		
第19条（有効期間）		1件
第20条（その他）		
別紙 1 事業日程		
合計		6件

3 建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見合計21件		質問
第 1 章 一般条項		17件
第 2 章 特約条項		
【別添資料】		3件
合計		20件

4 運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問・意見合計35件		質問
第 1 章 一般条項		9件
第 2 章 特約条項		7件
【別添資料】		17件
合計		33件

5 モニタリング基本計画書（案）に関する質問・意見合計1件		質問
第 1 総論		1件
第 2 設計業務のモニタリング		
第 3 工事業務のモニタリング		
第 4 運転維持管理業務のモニタリング		
第 5 事業終了時のモニタリング		
参考資料 役割分担表		
合計		1件

第 1 本事業の概要		
	1 事業の目的	
	2 事業内容に関する事項	1件
	3 対象施設	
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項		
	1 事業者の募集及び選定方法	
	2 事業者の募集及び選定の手順	
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件		
	1 応募グループの構成等	
	2 共通の参加資格要件	
	3 各業務における参加資格要件	
第 4 審査及び選定に関する事項		
	1 総合評価審査委員会	
	2 入札参加者の評価方法	
	3 落札者の決定	
	4 落札者の制限	
	5 評価結果等の公表	
第 5 落札後の手続		
	1 建設 J V の結成	
	2 運転維持管理 J V の結成	
第 6 提出書類の取扱い		
	1 技術提案の使用及び保護	
	2 特許権等	
第 7 民間事業者の責任明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項		
	1 基本的な考え方	
	2 要求水準	
	3 予想されるリスクと責任分担	
	4 事業の実施状況のモニタリング	
第 8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項		
第 9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項		
	1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	
	2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	
	3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	
第 10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		
	1 法制上及び税制上の措置に関する事項	
	2 財政上及び金融上の支援に関する事項	
第 11 対価の支払に関する事項		
	1 設計及び工事業務に係る対価	
	2 運転維持管理業務に係る対価	
第 12 その他		
	1 予定価格	
	2 入札及び契約手続等	
	3 入札に伴う費用負担	
	4 情報公開及び情報提供	
	5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先	
	6 その他	
別紙		1件
	別紙1 長沢浄水場全体平面図・敷地内建築物一覧	
	別紙2 事業対象範囲（主な整備内容）	
	別紙3 事業対象範囲（運転維持管理）	
	別紙4 長沢浄水場周辺用途地域	
	別紙5 機械フローシート	
	別紙6 単線結線図	
	別紙7 システム構成図	
	別紙8 計装フローシート	
	別紙9 リスク分担表	
合計		2件

8 要求水準書に関する質問・意見合計61件

質問

第 1 本事業の概要		
1	事業の目的	
2	事業者に求める役割	
3	事業内容に関する事項	13件
4	対象施設	1件
5	本事業に係る基本事項	4件
6	本事業における留意事項	4件
第 2 事前調査設計業務に関する要求水準		
1	基本事項	
2	事前調査業務の要求水準	2件
3	設計業務の要求水準（共通事項）	4件
4	設計業務の要求水準	8件
第 3 工事業務に関する要求水準		
1	基本事項	
2	工事業務	1件
3	工事監理業務	
第 4 運転維持管理業務に関する要求水準		
1	基本事項	10件
2	運転維持管理業務	10件
別紙		
	別紙10 耐震設計基準書 補強編（川崎市上下水道局）	
	別紙11 各種申請・手続きの一覧表（想定）	
	別紙12 一次濃縮槽 耐震補強概要図（参考図）	4件
	別紙13 一次濃縮槽・二次濃縮設備 機械設備更新図（参考図）	
	別紙14 一次濃縮槽・二次濃縮槽設備 電気設備更新図（参考図）	
	別紙15 新排水処理棟 建築図面（参考図）	
	別紙16 新排水処理棟 機械設備更新図（参考図）	
	別紙17 新排水処理棟 電気設備更新図（参考図）	
	別紙18 既設擁壁等 撤去復旧図（参考図）	
	別紙19 残置擁壁位置図（参考図）	
	別紙20 新排水処理棟 造成計画図（参考図）	
	別紙21 場内配管整備概要図（参考図）	
	別紙22 工事監理業務（一般業務）	
	別紙23 公共建築物点検マニュアル	
その他		
合計		61件

15 各種様式（第3号様式～7-1号様式）に関する質問・意見合計1件

質問

各種様式（第3号様式～7-1号様式）	1件
合計	1件

No.	対象資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					内容	回答
1	入札説明書	応募時の提出書類	21	第4					提出書類に建設JV及び運転維持管理JVの協定書とありますが、入札参加確認申請時の書類としては、捺印の無いJV協定書(案)として提出し、落札後に締結(JV組成)をするとの理解でよろしいでしょうか。入札説明書66頁第6には基本契約締結後にJVを組成するとの記載がございます。	当該協定書については、各社捺印がされた確定書類として提出をお願いします。 なお、入札説明書P66の第6.1 建設JVの結成及び2 運転維持管理JVの結成に共通する記載について、次のとおり訂正します。 訂正前：『基本契約締結後に～JVを結成する』 訂正後：『入札参加資格確認申請申込期限までに～JVを結成する』
2	入札説明書	技術提案書類の作成	23	第4	3	(1)	ア	(ウ)	図や表は算出根拠資料に記載とあるが、提案書本文に説明の補助として図表を入れても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P23 3(1)ア(ウ)の技術提案書の作成要領の記載において、「図及び表は算定資料の説明資料に記載すること」とありますが、技術提案書第4-1号様式の各技術提案書の本文中にも、定められた枚数制限内であれば、必要に応じて図表を入れることは可能とします。
3	入札説明書	技術提案書類の作成	23	第4	3	(1)	ア	(オ)	「会社名、住所、ロゴマーク等、入札者を特定できる表現は使用禁止とする」と記載がありますが、協力企業に関する記載も同様でしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	3号様式(別紙)	37						3号様式別紙は自己評価欄を追加して記載するとの理解でよろしいでしょうか。	自己評価欄は不要です。
5	入札説明書	技術提案書	38	第4号様式					各技術提案書(様式第4号)は商号又は名称(共同企業体名)を記載する欄がありますが、建設JVもしくは維持管理JVのどちらかを記載するとの理解でよろしいでしょうか。また、両者重複した記載内容がある様式は、事業者判断にて記載するJVを判断してよろしいでしょうか。	入札説明書P35-P60に記載の『第3号様式』、『第4号様式』、『第5号様式』、『第6号様式』、『第7-1号様式』において、『商号又は名称(共同企業体)』となっていますが、全て『商号又は名称(代表企業名)』に訂正します。応募グループの代表企業を記載いただくようお願いいたします。 ※本回答の公表と同時に、各種様式(Excel形式)の公表データは修正後のデータに差し替えています。
6	入札説明書	特定JV新規登録申請について	10	第2	1	(2)	ク		建設JVに係る協定書(任意様式)は、乙型での協定書を応募グループの任意様式で提出するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本市で公表している協定書は甲型のみに対応したものとなりますが、国交省等が例示している書式等も参考に、一般的に必要な事項を組み込むようお願いいたします。
7	入札説明書	特定JV新規登録申請について	10	第2	1	(2)	ク		入札参加資格確認申請時に運転維持管理JVに係る協定書(任意様式)を提出することとありますが、20頁にある第3.3(3)アには、運転維持管理業務を実施する企業の要件として「基本契約締結後に、運転維持管理JVを結成するものとする。」とあります。協定書を締結した時期からJVは結成されていると考えますが、どちらが正しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.1の回答を参照ください。 入札参加申込時点で協定書に基づきJVを締結いただく必要があります。 P20 第3.3アの記載については、次のとおり訂正します。 訂正前：『運転維持管理を実施する企業は、基本契約締結後に運転維持管理JVを結成する～』 訂正後：『運転維持管理を実施する企業は、入札参加資格確認申請申込期限までに運転維持管理JVを結成する～』
8	入札説明書	提案書類提出一覧表	23	第4	3	(1)			「図及び表は算定資料の説明書に記載すること」とありますが、技術提案書の第4-1号様式-①～⑩には図及び表は含んではいけないという理解で宜しいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
9	入札説明書	提案書類提出一覧表	23	第4	3	(1)			技術提案書の第4-1号様式-①～⑩の様式がエクセルの様式となっております。提案書作成の際に修正が多く発生する恐れがありますので、枠の形式は応募者の任意で変更可能とすることをお認めいただけますでしょうか。	指定された用紙サイズ内であれば、枠の大きさを広げる等は可能とします。必要に応じてWord等の様式に変換も可とします。

10	入札説明書	提案書類提出一覧表	23	第4	3	(1)			算定資料の説明書について、A3版、片面、20枚以内と記載がありますが、図面、図及び表を含めて20枚以内となりますでしょうか。パースについては別資料として問題ないでしょうか。	図面、図、表、パース等を含めて20枚以内となります。
11	要求水準書	本事業のスケジュールについて	3	第1	3	(4)	ウ		既設施設運転終了時期と新設排水処理施設運転開始時期が令和12年3月となっておりますが既設施設と新設施設が同時に稼働することはないという理解で宜しいでしょうか。	令和12年3月までに新設施設の試運転期間が完了し、通常運転を開始することを示しています。試運転もあることから、同時に稼働する時期が一定期間生じます。
12	要求水準書	本事業のスケジュールについて	3	第1	3	(4)	ウ		新設排水処理施設の運転・維持管理期間が「令和12年3月～令和12年3月31日」とありますが、「令和12年3月～令和31年3月31日」の誤記という理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書P3 第1.3(4)ウの記載について、次のとおり訂正します。 訂正前：『新設排水処理施設運転開始～令和11年度～令和30年度 ※令和12年3月～令和12年3月31日』 訂正後：『新設排水処理施設運転開始～令和11年度～令和30年度 ※令和12年3月～令和31年3月31日』
13	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO.1に開発区域面積について記載があります。この判断により、応募グループ内の構成企業が変わることやコストを極力抑えたいと考えており、入札前に本事業が「開発行為に該当」するか否かについて、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課へ開発区域面積がどの範囲の面積を示すかを申請し、開発行為の有無を文章で質疑してもよろしいでしょうか。	開発区域面積については、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課に事前相談を行っております。今回の計画は「開発行為の許可」を要しないため、開発区域は任意に設定でき、事業区域を開発区域と設定することが可能との回答がありました。よって、開発区域面積が5ha未満であることから、本事業が「開発行為」を伴う場合は第3種行為としての手続きが必要となります。詳細はNo.18の回答を参照ください。
14	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO.1に開発区域面積について記載があります。この判断により、応募グループ内の構成企業が変わることやコストを極力抑えたいと考えており、入札前に本事業が「開発行為に該当」するか否かについて、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課へ開発区域面積がどの範囲の面積を示すかを申請し、開発行為の有無を文章で質疑してもよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照ください。
15	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	第二回質問に関する回答のNO.5に事業者提案により、本事業が川崎市宅地開発指針に規定する「土地の形の変更」に該当する場合は、都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」に該当し、「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1」に規定する「開発行為」として事業区域面積により第3種行為としての手続きが必要とされます。と回答がありますが、第3種の根拠とされた開発区域の面積をお示しください。開発区域面積が敷地面積と同じとなる場合は第1種行為に該当し、工程、コストに多大な影響が懸念されます。	No.13の回答を参照ください。
16	要求水準書	開発行為について	18	第1	6	(8)	ア		第一回質問に関する回答のNO.15に開発許可は不要と記載があります。本事業は、都市計画法法令第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	開発行為について	18	第1	6	(8)	ア		第一回質問に関する回答のNO.15に開発許可は不要と記載があります。本事業は、都市計画法法令第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	No.16の回答を参照ください。

18	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	<p>第一回質問に関する回答のNO. 15に開発許可は不要と回答があり、つまり開発行為に該当しないと理解しました。本事業の環境影響評価調査の要否において、川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO. 1の開発行為に該当となれば環境影響評価を行うと記載がありますが、本事業では開発行為に非該当となるため環境影響評価は該当しないという理解でよろしいでしょうか。もしも、入札後に開発行為に該当となった場合は、その期間の工程や費用は、設計変更の対象と理解してもよろしいでしょうか。</p>	<p>開発行為については、第2回質問に関する回答のNo. 5の上段に記載のとおりです。 (補足)本事業は、主として建築物の建築の用に供することを目的としています。よって、事業者提案により、本事業が川崎市宅地開発指針に規定する「土地の形の変更」を伴う場合は、都市計画法第4条12項に規定する「開発行為」に該当します。 開発行為の許可については、要求水準書 第2 4.設計業務の要求水準 (3)新設排水処理棟建設 イ (7) cに記載のとおりです。 (補足)排水処理棟は排水処理施設に含まれ、排水処理施設は水道法第3条第8項で定める「水道施設」であり、都市計画法施行令第21条第15号で定める「公益上必要な建築物」であることから、都市計画法第29条の開発行為の許可は不要となります。 上下水道局では本事業が開発行為に該当し、川崎市環境影響評価に関する条例における第3種行為に該当する可能性があるかと想定し、これを踏まえて令和13年度までに事前調査設計業務及び工事業務が完了できるものとして本事業のスケジュールを設定しています。</p>
19	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	<p>本事業の環境影響評価調査の要否において、川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO. 8に、「浄水施設の新設」と記載がありますが、本事業は「排水処理施設の改良工事」であり、浄水を直接的に作る施設ではなく、さらに、浄水場全体からすると改良工事であるため環境影響評価は該当しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>川崎市環境影響評価に関する条例における「浄水施設の新設」の要件について、本事業で整備対象となっている「排水処理施設」は水道法第3条第8項の浄水施設に該当しないと判断し、関係部局との協議の結果、条例の適用を受けないとされております。</p>
20	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	<p>本事業の環境影響評価調査の要否において、川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO. 8に、「浄水施設の新設」と記載がありますが、本事業は「排水処理施設の改良工事」であり、浄水を直接的に作る施設ではなく、さらに、浄水場全体からすると改良工事であるため環境影響評価は該当しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 19の回答を参照ください。</p>
21	入札説明書	予定価格	6	第1	2	(1)			<p>入札説明書P. 61 第5 (1) ウにおいて「入札者の応札価格が予定価格を超過する場合は失格とする。」とありますが、応札価格の総額として予定価格である18,660,900,000円(消費税及び地方消費税を除く)を下回っていればよろしいでしょうか。もしくは、内訳にある設計・建設価格(11,016,500,000円)と運転維持管理価格(7,644,400,000円)のいずれも下回っている必要はありますかでしょうか。</p>	<p>お示している内訳額については、それぞれの上限額となりますので、設計・建設価格、運転維持管理価格のいずれも下回る必要があります。</p>
22	入札説明書	設計企業JV	17	第3	3	(2)	ウ		<p>(ア)、(イ)の資格を有していれば、(オ)の資格を有する企業と水道施設設計企業JVを組んで参加することは可能と考えてよろしいでしょうか。また、水道施設設計企業JVを組んだ場合は、そのJV各社から管理技術者又は担当技術者を配置する必要がありますか。</p>	<p>前段については、設計企業JVという用語の定義をしていませんが、一つの業種枠に対して複数の設計企業が参画することは可能です。また、(オ)の資格を有する企業も(ア)の資格が必要となります。後段については、業種ごとに技術者配置が必要となりますので、ご理解のとおりです。</p>
23	入札説明書	設計企業JV	17	第3	3	(2)	ウ		<p>(ア)、(イ)の資格を有していれば、(オ)の資格を有する企業と水道施設設計企業JVを組んで参加することは可能と考えてよろしいでしょうか。また、水道施設設計企業JVを組んだ場合は、そのJV各社から管理技術者又は担当技術者を配置する必要がありますか。</p>	<p>No. 22の回答を参照ください。</p>

24	入札説明書	設計業務を実施する企業の要件について	19	第3	3	(2)	イ		「表 3-2 設計業務を実施する企業に必要な要件 要件イ」での、電気企業は、有資格者名簿の「電気（その他電気設備）」に登録されていれば、電気的设计業務を実施する必要な要件、「17頁 (2) ウ (エ)」の実績は求めないものという理解でよろしいでしょうか。	表3-2で記載する有資格者という表現については、設計企業としての登録の有無を示しています。このため、工事を行う電気企業が、「建築設計」「設備設計」「建設コンサルタント」の登録がなければ、自社設計という扱いになるため、「電気（その他電気設備）」に登録されていても、「17頁 (2) ウ (エ)」の要件は必要となります。	
25	入札説明書	評価項目に対する配点表	36	第3号様式 (別紙)					技術提案以外の評価項目で評価されるのは代表企業に関する事項のみでしょうか。それとも代表企業及び構成企業に対しても評価の対象となる理解でよろしいでしょうか。	様式7-1の提出により加点評価を行う評価項目については、グループ企業の代表企業のみが評価対象となります。それ以外の評価項目については、代表企業及び構成企業が評価の対象となります。	
26	入札説明書	監理技術者等の配置	17	第3	3	(1)	キ		建設JVを構成する企業の担当する業種が複数ある場合は業種ごとに監理技術者等を配置することとなっていますが、一人の監理技術者等が複数の業種にかかる資格を有する場合は兼任することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。	
27	入札説明書	環境影響評価の手続きを行う者	18	第3	3	(2)	ウ	(ウ)	※4を行う企業については、応募資格審査に関する提出書類上に記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	構成企業で実施する場合は、入札参加資格確認申請時点での提出をお願いします。また、協力企業で実施する場合は、協力企業が決定し次第、速やかに提出をお願いします。	
28	様式6-1号様式	第6号様式-②							『同種工事等の条件』内記載が運転管理になっているのみでそれ以外が工事についての記載内容です。工事と違い証明出来る書類に限られる為、(注)記載内容についての添付資料は雇用関係の証明及び従事した同種委託の契約書(写)との理解で宜しいでしょうか(他担い手育成関連書類)。	ご理解のとおりです。	
29	入札説明書	川崎市環境影響評価に関する条例の手続きについて	18	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	※4	本事業が川崎市宅地開発指針に規定する「土地の形の変更」に該当しない場合は、川崎市環境影響評価に関する条例の手続きは不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針・要求水準書	各別紙								今回の公告では、実施方針並びに要求水準書の別紙が公表されていませんが、実施方針(案)並びに要求水準書(案)の別紙を参照するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	入札説明書	施工現場に専任で配置する監理技術者	17	第3	3	(1)	ク			「本事業開始当初より配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする」となっていますが、本事業開始当初とは工事着手時期を指しているのでしょうか。そうでない場合はいつを指しているのでしょうか。	本事業開始当初は建設工事請負契約日を指しています。 (技術者の配置に関する補足) 本事業は、DB (0) 方式のため、設計期間において、施工に関わる技術者の意見等を反映することを求めています。そのため、工場製作期間を要する工種等における第6-1号様式において提出いただく配置予定技術者については、現場工事において配置する技術者を評価対象といたします。また、第6-1号様式の(注)8において、「落札候補者決定の時点まで」との記載がありますが、工事に関する技術者について、入札説明書P17第3.3(1)クの記載が優先いたします。なお、委託の技術者についても、本事業開始当初(運転維持管理業務委託契約日)より配置できる場合に限り、他の委託業務に従事していない者として取扱うものとします。
32	入札説明書	本書の位置づけについて	3							「本書とともに公表している実施方針、要求水準書、各種契約書(案)は本書と一体のものとして取り扱うものとする。」とありますが、第1回、第2回、第3回の質問回答書や技術対話の議事録を含め、優先順位をご教示いただけないでしょうか。	実施方針、要求水準書、各種契約書(案)の優先順位は建設工事請負契約書(案)の第80条、運転維持管理業務委託契約書(案)の第47条に記載のとおりです。なお、技術対話の議事録は、提案が本市の要求水準を満たしているか確認するとともに、より優れた提案を求める目的で行うため、参考資料とします。

33	入札説明書	低入札価格調査	6	第1	2	(2)			低入札価格調査を行う基準となる価格は、予定価格に管理者が定めた割合を乗じて得た額とするとありますが、内訳毎の価格に対してではなく、予定価格全体に対して乗じて得た額との理解でよろしいでしょうか。	全体額に対して乗じた額となります。
34	入札説明書	入札書及び技術提案書（改善版）の受付	7	第2	1	(1)	表2-1		技術対話実施後から約10日の間で入札書の提出は、あまりにも短い期間での設定なため、応募グループの各構成員による社内決裁手続き上、入札書提出に間に合わない可能性が想定されます。入札書の提出を3月中に変更して頂けないでしょうか。	技術対話の目的は2月9日までに提出いただく技術提案書が本市の要求水準を満たしているか確認することを主目的としており、2月26日までに提出いただく技術提案書（改善版）は2月9日までに提出いただく技術提案書から大きく修正・変更が生じることは想定していないため、技術対話から入札書及び技術提案書（改善版）の受付締切までの期間が短いことは承知しておりますが、入札説明書に記載の日程までにご提出いただけますようお願いいたします。
35	入札説明書	技術対話	11	第2	1	(2)	サ		技術対話では要求水準を満たしているか確認が主で、より優れた提案を求めるための質問や助言を行うとありますが、質問や助言については議事録で残し、落札後の設計打合せにて協議するとの理解でよろしいでしょうか。	契約手続きとして、より優れた技術提案を求めることが目的ですが、内容に応じて契約後の設計業務期間での協議も可能とします。
36	入札説明書	設計業務について	17	第3	3	(2)	ウ		参加資格で規定される設計技術者は、参加要件を満たす条件を満たす技術者に途中変更可能でしょうか。	病気や退職等のやむを得ない事情があり、市が認めた場合は可能ですが、原則は変更不可となります。
37	入札説明書	技術提案書類の作成	23	第4	3	(1)	イ	(ウ)	背表紙や、案件名の記載も不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	入札説明書	技術提案書の作成要領	23	第4	3	(1)	イ	(ウ)	「ファイルの表紙には何も記載しないこと。」とありますが、ファイル素地のまま（もしくは白紙）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	審査結果の通知について	64	第5	3				基礎審査結果にて、事業者の技術提案等の内容が要求水準を満たしていると判断された後に追加要求等は無いものという理解でよろしいでしょうか。	基礎審査の通知後に、技術提案に対する追加要求はございません。
40	入札説明書	要求水準基礎審査	64	第5	3	(1)			要求水準を満たしていない場合は失格との記載がありますが、要求水準の解釈について貴市と入札者で齟齬が生じている可能性もあります。貴市の懸念事項については技術対話での確認も踏まえたくて失格の判断がされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	入札説明書	建設工事費用の合意について	66	第6	3	(1)			6頁第1.2予定価格の積算基準日をご教示願います。	設計年月、単価使用年月、歩掛適用年月は、公表している各種設計書をご確認ください。
42	入札説明書	建設工事費用の合意について	66	第6	3	(1)			「詳細設計完了時」とありますが、建設工事請負契約書締結後から詳細設計完了までの調査・設計費用を含め単価合意するものという理解でよろしいでしょうか。	請負契約時に公表している工事設計書に基づく契約を行います。契約後、設計の内訳に関して、単価合意（総額を変えない「0円設計変更」）を実施します。なお、ご質問の調査・設計費用に関する条件変更等に伴う設計変更については、単価合意設計書を基に協議となります。
43	入札説明書	建設工事費用の合意について	66	第6	3	(1)			「詳細設計完了時」とありますが、建設工事請負契約書締結後から詳細設計完了までの間に、同契約書案第26条の適用があった場合、同契約金額総額分にて賃金水準又は物価水準の変動による請負金額の変更は認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、同契約金額総額分ではなく、基準日時点での残工事金額が対象となります。よって、当該事象が発生した際には単価合意設計書に基づき甲乙協議となります。

44	入札説明書	建設工事費用の合意について	66	第6	3	(1)			本事業は、性能発注であることから、従前の仕様発注における官積算による積算数量等が決定した予定価格の設定がされていないため、単価合意につきましては、民積単価を採用して頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	原則は官積算単価を採用とします。ただし、合理的な根拠がある場合は、協議の上、見積等による単価を採用することも想定しています。
45	入札説明書	技術提案の使用及び保護	67	第7	1				第1回質問回答No50で貴市より「～中略～、技術提案書内容の使用にあたっては、提案者に対し、事前の協議が行われるものと考えます。」との回答を頂いてますが、情報公開請求等があった場合についても公開前に提案者に対し事前の協議が行われ、必要に応じて黒塗り等の措置を講ずることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	基本契約書(案)	入札説明書等	1	第2条		(3)			入札説明書等についての説明がありますが、第3回目迄の質問回答、各契約締結時にも疑義事項が残るものと考えています。各契約締結時に残った疑義事項については、貴市と継続して協議して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	契約締結時には、疑義が残ることは想定していません。なお、契約後新たに発生した課題等については、都度、甲乙協議をお願いします。
47	基本契約書(案)	運転維持管理業務に必要な実施体制の整備と技術習得を行う業務準備期間について	2	第4条	2				「本契約締結後から業務開始まで～」とありますが、ここでいう業務開始とは何の業務でしょうか。運転維持管理業務とするのであれば、早過ぎると思われます。ご記載の趣旨をご教示願います。	令和6年5月上旬の基本契約締結から運転維持管理業務の開始(令和6年7月1日)までの期間を指しています。なお、令和6年7月1日より既設施設の運転管理業務を実施するための引継ぎ期間となりますので、ご理解願います。
48	基本契約書(案)	契約内容不適合に関する責任について	2	第7条					「契約内容不適合を満たしていない」との記述は「契約内容不適合に該当する」の誤記ではないでしょうか。	確認しましたが、誤記ではございません。(契約内容不適合の責任を負担する。)
49	基本契約書(案)	秘密保持義務	5	第15条	3	(2)			「法令等に従い開示が要求される場合」とありますが、ここでいう法令とは、本事業に係わる各種法令に違反する可能性がある場合において開示が必要になる場合であり、情報開示請求等本事業の継続に支障をきたさない法令等は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	情報開示請求等の法令等(川崎市情報公開条例等)についても該当し、特に限定されません。なお、開示内容、開示を行う相手(対象)等についても法令等に従い判断します。
50	基本契約書(案)	秘密情報の開示について	2	第15条	5	(2)			事業者が著しく不利な状況になることがないように、開示範囲については事前に協議との理解で宜しいでしょうか	ご質問の対応箇所は3(2)であると推察します。法令等で許容され可能な限度で事前協議の開催については支障ありませんが、開示内容等については、法令等に従い市で最終的な判断をします。
51	基本契約書(案)		5	第19条	2				第7条(契約不適合に関する責任)についても本契約有効期間の満了後も効力を有するものとするとの記載がありますが、法令違反を伴う重大な瑕疵に該当する事象を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	法令違反を伴わない契約内容不適合に該当する事象についても対象となります。
52	建設工事請負契約書(案)	守秘義務の規程	1	第1条	4				本項では、発注者の守秘義務は規定されておきませんが、発注者としては、建設工事に関する建設JVの秘密情報についても、基本契約書上の守秘義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	建設工事請負契約書(案)	契約保証金	2	第4条	6				「請負金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負金額の10分の3に達するまで…」とありますが、10分1の誤りででしょうか。	ご質問の箇所については、請負金額の変更があった場合の記載であり、誤りではなく原案のとおりとなります。なお、契約保証金については、実施方針にも記載のとおり、契約金額の10%となり、低入札に該当した場合は、30%となります。
54	建設工事請負契約書(案)	公共工事履行保証証券による保証	2	第5条	1				「前条の規定にかかわらず、」とありますが、第4条1項(4)の場合は、第5条で規定する特約を付したものであれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

55	建設工事請負契約書（案）	保証金額	2	第5条	2, 4				保証金額が10分の3以上となっておりますが、10分1以上の誤りでしょうか。	原案のとおりとなります。 No. 53も合わせてご参照ください。
56	建設工事請負契約書（案）	その他発注者の責めに帰すべき事由	8	第18条	1				契約不適合の内容で「その他発注者の責めに帰すべき事由」とありますが、その内容につき明記いただけますでしょうか。もしくは、「発注者の責めに帰すべき事由」の場合は、工期若しくは請負金額の変更、又は損害を及ぼした際の必要な費用を負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事象によるため詳細に明記することは困難です。また、「もしくは」以降に関しては、条文のとおりですが、変更等に関する事項は甲乙協議となります。
57	建設工事請負契約書（案）	検査及び復旧に関する費用	8	第18条	4				不適合が判明しなかった場合、検査及び復旧に直接要する費用は発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	工事の施工部分が設計図書に適合していれば破壊検査は生じないため、検査結果によらず受注者の負担となります。
58	建設工事請負契約書（案）	工事の中止	9	第21条	1				事前調査業務にて、地中埋設物が確認された場合にはリスク分担表No. 44, 45, 51に則り貴市の負担であると理解しておりますが、それに対応する費用や工期延長は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	変更契約に関するご質問については、第2回質問回答No. 75を参照ください。
59	建設工事請負契約書（案）	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	10	第26条					請負金額の変更方法は、落札後に貴市と事業者で協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 58の回答を参照ください。
60	建設工事請負契約書（案）	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	10	第26条					物価変動による工事費の変更に関し、基準日は、入札公告で、入札上限額（予定価格）が提示されていることから、工事公示日の令和5年1月1日という理解で宜しいでしょうか。	単価使用年月については、No. 41の回答を参照ください。 なお、賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更協議上の「基準日」は、変更前及び変更後の残工事を明確するために設ける基準であり、契約後、受注者からの請求により設定するものとなります。
61	建設工事請負契約書（案）	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更について	10	第26条					発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から「12月を経過した後に」とありますが「12カ月を経過した後に」の誤記ではないでしょうか。	法律等に用いる表現で誤記ではありませんが、12カ月のご理解で問題ありません。
62	建設工事請負契約書（案）	資金又は物価変動に基づく請負金額の変更について	10	第26条	3				「変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。」とありますが、令和4年4月26日付けで国土交通省より、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（国不建第54号）が通達されております。昨今の物価高騰や通達を受け、1回目の請負代金の額の変更基準日は提案書の提出日とさせていただきますでしょうか。	単価使用年月については、No. 41の回答を参照ください。 なお、ご質問の通達については、第26条にて請負契約の物価等の変動に基づく契約条項を含みますので、適切に対応するものとしてご理解ください。
63	建設工事請負契約書（案）	不可抗力における工事延長	12	第30条	1				本項では、工期延長がなされた場合の当該延長に伴う増加費用も対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	変更契約に関するご質問については、第2回質問回答No. 75を参照ください。
64	建設工事請負契約書（案）	不可抗力による損害について	12	第30条	6				不可抗力の対象は「1事象・単年度」であり、同一事象で数年間継続する場合、2年目以降に係る当該事象は不可抗力として扱わず、事業者の一定程度の負担は求められないという理解でよろしいでしょうか。	2年目以降の損害額に対しても、発注者と受注者の双方で負担します。受注者の負担割合は契約書（案）のとおりです。
65	建設工事請負契約書（案）	検査及び復旧に関する費用	13	第32条	3				不適合が判明しなかった場合、検査及び復旧に直接要する費用は発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	No. 57の回答を参照ください。
66	建設工事請負契約書（案）	検査及び復旧に関する費用	16	第39条	5				不適合が判明しなかった場合、検査及び復旧に直接要する費用は発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	No. 57の回答を参照ください。

67	建設工事請負契約書（案）	検査及び復旧に関する費用	20	第54条	2				不適合が判明しなかった場合、検査及び復旧に直接要する費用は発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	No. 57の回答を参照ください。
68	建設工事請負契約書（案）	その他発注者の責めに帰すべき事由	23	第57条	10				契約不適合の内容で「その他発注者の責めに帰すべき事由」とありますが、その内容につき明記いただけますでしょうか。もしくは、「発注者の責めに帰すべき事由」の場合の契約不適合は請求等の対象外との理解でよろしいでしょうか。	No. 56の回答を参照ください。
69	建設工事請負契約書（案）	保険の付保	39	別添3					保険の付保は全て事業者提案にて行い、要求水準となる保険はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 委託契約書（案）第29条等を確認し本事業に必要な保険をご確認ください。
70	建設工事請負契約書（案）	リスク分担	39	別添3					事業者が知り得なかった条件や情報（発注者から開示されなかった情報）が要因で発生する増加負担や責任に関しては、貴市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	第2回質問回答NO.75を参照ください。
71	建設工事請負契約書（案）	物価変動	39	別添3				※3	貴市と事業者の負担割合について記載されていますが、下記認識の理解でよろしいでしょうか。 建設工事請負契約書（案）第26条 2項（全体スライド）：事業者負担1.5% 6項（インフレスライド）：事業者負担1%	第2項については、ご理解のとおりです。 第6項については、協議が生じた時点の国や県が示す事業者負担割合を参考に決定する予定です。
72	運転維持管理業務委託契約書（案）	日程表について	3	第8条の2	1				業務日程表とはどのようなものを指すのでしょうか。具体的にお示しください	業務処理計画書に包括される内容のため、第45条にて、第8条の2は適用外としていますのでご確認ください。
73	運転維持管理業務委託契約書（案）	業務内容の変更等	3	第11条	1				「発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し～」との記載がありますが、「必要がある場合」とは社会通念上合理的な理由がある場合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	運転維持管理業務委託契約書（案）	臨時の措置	4	第14条	2				「双方協議のうえで合意した部分」とありますが、「受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でない」と認められる部分」と修正頂けないでしょうか。	双方協議し合意する過程は必要と考えますので、原案のとおりとします。
75	運転維持管理業務委託契約書（案）	検査について	4	第17条					検査の対象となる業務はどのようなものなのでしょうか。ご教示願います。	運転維持管理業務委託契約書別添1に記載の対価に記載の業務となります。
76	運転維持管理業務委託契約書（案）	検査について	4	第17条	3				貴市が行う検査の内容はどのようなものなのでしょうか。詳細をご教示願います。	要求水準書38項（8）業務報告書で示す項目の書類検査と現場確認です。
77	運転維持管理業務委託契約書（案）	検査について	4	第17条	4				第51条に施設の所有は貴市との記載がありますが、本条項において引渡しの対象となる内容をご教示願います。	要求水準書12頁 表1-8に記載の運転維持管理業務の対象施設となります。
78	運転維持管理業務委託契約書（案）	違約金について	5	第22条					「履行期間内に業務を完成し又は完了することができない場合に」とありますが、「履行期間」とはどの期間を示しているのでしょうか。また「履行期間を延長する」との記載がありますが、令和31年3月31日で運転維持管理業務委託契約を終了しない可能性があるという理解で宜しいでしょうか。	履行期間は業務開始から令和31年3月31日を指しています。また、令和31年3月31日時点で、完了していない業務があれば、その履行のために期限を延長する可能性があります。
79	運転維持管理業務委託契約書（案）	契約の解除について	8	第25条	1	(1)			「第3条第1項」は「第2条第1項」の誤記でしょうか。	誤記ではありません。原案のとおりです。

80	運転維持管理業務委託契約書(案)	契約が解除された場合の損害賠償金について	9	第25条の4					「契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。」とありますが、違約金の額が大きいほど受注者の抱えるリスクが大きくなり、事業参画に躊躇する要因や事業費増大の一因となります。つきましては、違約金の額は「年度当たりの運営業務委託費の10分の1」としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	契約書に記載のとおりです。
81	運転維持管理業務委託契約書(案)	契約構成書面等適用の優先順位について	16	第47条					「この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。」とありますが、質問回答では各契約書における追記・修正の表記も含まれますので、質問回答書を最優先としていただけないでしょうか。	「第47条(1)本契約書」には、質問回答による追記・修正も含まれ、また、時系列的に新しい文書が優先されることは自明であり原案のとおりとします。No32の回答も参照ください。
82	運転維持管理業務委託契約書(案)	施設機能の確認について	18	第53条					具体的な確認方法、記録方法をご提示ください。	確認方法 ・現地確認 ・日常・定期・修繕等各記録の開示 記録方法 ・事業者の任意様式にて記録する。もしくは現委託の記録方法を引き継ぎ、確認記録を行う。
83	運転維持管理業務委託契約書(案)	施設機能の確認について	18	第53条					施設機能確認は、外観目視点検を基本としてすると考えていますが、ポンプの性能、配管の残厚等、客観的に劣化が把握出来るものも劣化度合いの判断に使用可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。No82の回答を参照ください。
84	運転維持管理業務委託契約書(案)	ユーティリティー等の調達	19	第55条					「動力費」とありますがどういった内容を想定しておりますか。機器稼働のための消耗品費及びプラントを動かす電気という理解で宜しいでしょうか。	動力費とは、設備等を稼働させるために必要な電力のみを定義します。機器稼働のための消耗品費は含まれません。
85	運転維持管理業務委託契約書(案)	予防保全計画対象設備	19	第56条	2				更新基準年数が25年以下の設備について、予防保全計画を作成する記載がありますが、本事業の新設施設のみが対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	運転維持管理業務委託契約書(案)	第25条の第5項	20	第59条	2				「第25条の第5項」は「第25条の5」の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。運転維持管理業務委託契約書 第59条第2項の記載について、次のとおり訂正します。 訂正前：受注者は、第24条から第25条第5項の規定～ 訂正後：受注者は、第24条から第25条の5の規定～
87	運転維持管理業務委託契約書(案)	業務内容の見直し	21	第63条					「事業環境の変化や技術の進歩等を理由とする契約締結時の業務内容や業務実施方法等の見直しの必要性等について5年毎に協議するものとする。」との記載があります。業務要求水準書P29第24(4)ウ(+)記載の「管理棟にある中央監視設備～、ただし、相互通信は長沢浄水場内に留めること。」についても、就労人口の減少並びに情報技術の進化により、見直される可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	「事業環境の変化や技術の進歩等を理由とする契約締結時の業務内容や業務実施方法等の見直しの必要性等について5年毎に協議するものとする。」としており、遠隔操作などについて見直すことを想定したものではありません。
88	運転維持管理業務委託契約書(案)	サービス対価の支払いについて	24	別添資料(別添1)	2	(2)			時間外勤務について、第1期の初年度は業務開始から年度末まで9ヶ月間となりますが、他年度同様1000時間という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。初年度の時間外勤務は2年目以降より少ないものと推察されますが、時間外勤務の実績に応じた増額・減額の清算のための基準としては、初年度と2年目以降で同じ(1000時間)としています。

89	運転維持管理業務委託契約書(案)	対価B-1-2(変動費)aに関する時間外勤務(労務)について	24	別添資料(別添1)	2	(2)			時間外勤務とは要求水準書13頁.第1.5.(2)に記載の高濁度・超高濁度時の対応であり、貴市にて指示があった場合に行う業務という理解で宜しいでしょうか。また、時間外勤務を行う際は申請書や許可証などは必要でしょうか。	水質状況に合わせ、事業者の申請書等による提案とし、発注者が承諾する。
90	運転維持管理業務委託契約書(案)	対価B-1-2(変動費)aに関する時間外勤務(労務)について	24	別添資料(別添1)	2	(2)			時間外勤務とありますが、事業者都合により行う業務含め、業務時間以外に行う全ての業務が対象となるという理解で宜しいでしょうか。例えば、有効利用先の関係で浄水発生土を多く搬出したい場合に時間外勤務を行う可能性がございます。	時間外の妥当性を精査するため、その都度協議を行います。
91	運転維持管理業務委託契約書(案)	汚泥運搬、処分業務	24	別添1	2	(1)			計画処分量の記載がされていますが、入札価格の算出としては、記載されている計画処分量9,000t/年度×25年間に基づき算出される225,000tを積算根拠として汚泥運搬、処分業務費を計上すればよろしいでしょうか。また、その場合初年度は7月からの業務開始となりますが、9,000t/年度での計画で問題ないでしょうか。	前段、後段共に、ご理解のとおりです。各年度において、対価支払時に実処分量で精算いたします。
92	運転維持管理業務委託契約書(案)	時間外勤務について	24	別添資料(別添1)	2	(2)			時間外勤務の第1期・2期の各年度の時間は何を想定して見込んでいるかご教示頂けますでしょうか(かなりの時間を見込まれていると考えます)。また実績に応じた増減額については計画外修繕費への振替にて協議頂けますでしょうか。	時間外勤務時間については、第1期は過去の強化運転を参考に、強化運転に要する人工時間で算定しています。第2期は脱水機更新後となるため、脱水機の能力向上による業務量低下を想定しています。実績に応じた増減額のその他サービス対価への振替は想定していません。
93	運転維持管理業務委託契約書(案)	時間外勤務の支払い	24	別添資料(別添1)	2	(2)			時間外勤務の積算された時間が記載されていますが、算出根拠をご教示願います(1期と2期の違いについても)。また直近5ヵ年分の時間外勤務実績をご提示下さい。	算出根拠については質問No.88の通り。過去の実績については、令和3年度に排水処理フローが変更されていますが、参考として以下に示します。 平成30年度：3,880時間 平成31(令和元)年度：4,156時間 令和2年度：1,456時間 令和3年度：200時間 令和4年度：760時間
94	運転維持管理業務委託契約書(案)	賃金又は物価の変動の確認について	26	別添資料(別添1)	3	(1)			対価Cについては賃金又は物価の変動にかかわらず変更しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	運転維持管理業務委託契約書(案)	賃金又は物価の変動最新の指数について	26	別添資料(別添1)	3	(1)			「改定率の算定をする年度の公表されている最新の指数」との記載がありますが、最新の指数は1月分でしょうか、過去12ヶ月分の平均でしょうか、貴市のお考えをご教示願います。	平均値ではなく最新値(1回分)の使用を想定しています。ただし、物価の変動状況や資材等の購入時期等によって実態と著しく乖離する場合は協議に応じます。
96	運転維持管理業務委託契約書(案)	賃金又は物価の変動基準日について	27	別添資料(別添1)	3	(3)			改定率について、変動の大小にかかわらず、毎年3月1日までに発注者に書面により報告しなければならない。との記載がありますが、物価変動の基準日はいつになるのでしょうか、貴市のお考えをご教示願います。 ※入札日(令和6年2月)もしくは各設計書の単価使用年月(令和5年7月)	単価使用年月については、No.41の回答を参照ください。なお、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更協議上の「基準日」は、変更前及び変更後の残業務を明確にするために設ける基準であり、契約後、受注者からの請求により設定するものとなります。
97	運転維持管理業務委託契約書(案)	賃金又は物価の変動によるサービス対価及び契約金額の変更について	27	別添1	4				「…、受注者との協議の上、翌年度以降のサービス対価及び契約金額を変更するものとする。」とありますが、超過を確認した当該年度のサービス対価及び契約金額も変更していただけるという理解でよろしいでしょうか。	当該年度のサービス対価については物価変動による変更対象とはなりません。

98	運転維持管理業務委託契約書(案)	賃金又は物価の変動によるサービス対価及び契約金額の変更	27	別添資料(別添1)	4					「～改定率の増減が1.5%を超過することを確認した場合は、受注者と協議の上～」とありますが、1.5%を超えた場合、その1.5%分も含む改定が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	改定率は1.5%分も含んで算定しますが、1.5%以下の金額増加は受注者(金額減少は発注者)の負担となります。
99	運転維持管理業務委託契約書(案)	是正レベルの認定について	29	別添資料(別添2)	3	(1)	(ア)			レベル3の「排水処理施設が停止となる事象」とありますが、突発故障などにより一時的に施設が停止する可能性がございます。濃縮槽などで滞留時間をかせぐなど浄水場全体に影響を及ぼさない限り、この項目は当てはまらないという理解で宜しいでしょうか。	突発故障等が受注者の責めにより発生したものである場合で排水処理施設が停止した場合は、浄水場全体に影響がない場合でもレベル3に該当します。なお、「排水処理施設が停止した場合」とは排水処理施設にある個々の設備が突発故障等で停止したことにより、排水処理の脱水土生産量に影響が生じたこととなります。
100	運転維持管理業務委託契約書(案)	違約金の発生について	29	別添資料(別添2)	3	(1)	(イ)	※2		「～違約金の金額を4倍とする」とありますが、違約金とは表に記載の金額であり、是正勧告後、是正期限までに改善が認められない場合に発生する違約金×2倍の違約金を×4倍にし、合計で×8倍になるわけではないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	運転維持管理業務委託契約書(案)	違約金の発生について	31	別添資料(別添2)	5	(1)				「④未達事項の技術評価点と同等の価格評価点に相当する価格」の算出方法をご教授ください	未達事項による技術評価点の損失点を価格評価点で補うとした場合に必要となる金額と契約金額との差額として算出します。
102	運転維持管理業務委託契約書(案)	保険の付保	35	別添3	No. 35					保険の付保は全て事業者提案にて行い、要求水準となる保険はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。委託契約書(案)第29条等を確認し本事業に必要な保険をご検討ください。
103	運転維持管理業務委託契約書(案)	リスク分担表について	35	別添資料(別添3)	No. 70					事業者の帰責事由によらない場合において、※3の対象設備については不具合、劣化、経年化等が発生した場合は計画外修繕の対象外となり、貴市にて対応頂けるという理解で宜しいでしょうか。	不具合、劣化、経年化等によって計画的に更新や修繕を行うものは本市が対応します。一方で、計画外修繕業務は本事業の全ての施設について、要求水準書、提案書に基づく突発的な故障が生じた場合の修繕を対象とするもので、※3の施設も対象となります。ただし、対応可否については双方協議のうえで決定し、受注者にて対応頂ける場合においても、計画外修繕業務の年間金額を超過する費用は本市が負担します。
104	運転維持管理業務委託契約書(案)	リスク分担表について	35	別添資料(別添3)				※5		「生じた損害の一部」とは20頁、第60条、4項にある「不可抗力が発生した年度の運転維持管理業務に係る対価の100分の1相当額」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	モニタリング基本契約書(案)	モニタリングの内容	2	第1	3					セルフモニタリングとして「財政状況」とありますが、具体的にどのような項目を確認し、成果品としてどのようなものをお求めなのか、ご教示願います(「p.63」にも同様の記載あり)。また目的理由をお聞かせ下さい。	会社法第435条に示される計算書類等により、構成企業の本業務実施に支障がないことを確認して頂くことを想定していますが、セルフモニタリングの具体的な方法については受注者でご検討ください。
106	実施方針	新排水処理設備運用開始時期について	6	第1	2	(4)	エ			新排水処理設備運用開始が令和12年3月からと記載がありますが、新設脱水設備を供用するという理解でよろしいでしょうか。	新設排水処理設備運用開始時には、新設施設が全て供用されている状態となります。
107	要求水準書	業務期間	3							業務期間は、天候不順等による災害発生時や長雨などにより工程が延びる場合は、その影響を受けた日数分の延期が可能ですか?	通常の見え可能な範囲外となる不可抗力として扱う天災の場合はリスク分担表に記載のように本市のリスク負担を基本とします。変更については、甲乙協議となります。
108	要求水準書	業務期間	3							業務期間は、事業者以外の原因とする、第3社からの影響により、業務を中断する必要がある場合は、その影響を受けた日数分の延期が可能ですか?	変更については、甲乙協議となります。

109	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(7)	表1-1	「工事の事前に環境影響評価に基づく調査を行う」とありますが、工事期間中のモニタリング調査は含まないという理解で宜しいでしょうか。	「工事の事前に環境影響評価に基づく調査を行う」について、本事業は第3種行為を想定しているため、事前調査のみが対象とされています。
110	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(7)	表1-1	過年度に貴市にて同様の調査を実施している場合、その調査結果及び評価書等の既存資料は閲覧できるようにして頂けないでしょうか。	資料の開示を目的とした資料閲覧期間は終了しています。なお、過去の環境影響評価調査につきましては、工事内容、工事範囲、施設種別が異なり、本事業と関連性が低いものと考えております。
111	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(7)	表1-1	アセスが必要になった場合、調査種別（対象種等）、調査項目（生息種、確認个体数、営巣状況等）、調査方法、調査範囲（調査地点中心からの距離等）の設定については、事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、手続きの際、必要となる調査については、条例所管部局との調整が必要となります。
112	要求水準書	台貫設備の位置付けについて	12	第1	4	(4)				台貫設備は「第2回質問に関する回答 No.19」にて既設流用の旨をご回答くださいましたが、それからしますと、台貫設備は既設利用施設という位置づけ（計画修繕は貴市ご対応）でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書	濁度条件と処理時間の目安	13	第1	5	(2)				ここで言う「濁度」とは原水濁度の事でしょうか。また、処理時間の目安となる濁度の情報はどのように共有するのでしょうか。	原水濁度となります。既設設備は既設の場内監視端末で確認が可能です。更新施設については、新設監視制御端末での監視を想定しています。
114	要求水準書	耐震性能について	14	第1	5	(7)	—	—	—	常時の照査は、事業者の提案範囲であり、事業者の判断と理解して宜しいでしょうか	設備荷重の増加や荷重作用位置の変更がある場合、常時照査も実施が必要です。
115	要求水準書	本事業期間終了時における本施設の状態について	16	第1	5	(9)				第2回質問回答書No56で確認済みですが「事業期間終了時に、本事業で整備した全ての設備について、要求水準書で示す性能を維持していることを確認し、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で本市に引き渡すものとする。」とありますが、監視制御設備については、事業期間終了前に更新基準年数が到来し、事業者側の更新は実施しないため、本文から適用外という理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	本市が行うモニタリングについて	16	第1	5	(10)				モニタリング基本計画書（案）4頁第2.4にある「事業者が行う設計業務において、要求水準及び事業者提案水準等未達を確認した場合には、設計図書等の改善や修正を要求又は指示する。」とありますが、入札説明書64頁第5.3（2）審査様式に記載の技術提案等に記載を求められていない要求水準及び要求水準書17頁第1.6(6)の事業者提案に記載のない事項について確認を行うという理解でよろしいでしょうか。	設計図書の履行に対する事項は、記載の有無に関わらず、全て確認の対象となります。
117	要求水準書	予定している他工事について	17	第1	6	(3)				貴市が実施した工事の運転維持管理業務について、事業者の運用に支障を来す事象が発生した場合、協議の上、改造・補修は貴市にて対応して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	事象に応じて協議し、対応するものとなります。

118	要求水準書	他工事の運転維持管理業務への影響	17	第1	6	(3)				「第2回質問に関する回答 No. 61」にて令和7年度から排水池と排泥池が稼働予定とのご回答がありますが、新たに稼働する施設のため、事業者においてはどのような不具合が発生するのか想定がつきません。これらを踏まえ、以下についてご教示願います。 ①稼働により当初想定していなかった運転・維持管理業務が発生した場合、発生する費用負担は貴市という認識でよろしいでしょうか。 ②その場合、対応は計画外修繕と同じ扱いとなるのでしょうか。 ③想定外の運転・維持管理業務または計画外修繕が継続的なものとなった場合、施設改造の協議を行っていただくと存じます。	いずれのケースにおいても、事象に応じて協議により、対応するものとなります。
119	要求水準書	事前調査設計業務について	22	第2	2	(2)	ウ			安全に業務を遂行するため、過去に実施した点検状況の開示により、調査方法を検討（足場や新技術適用）をしたいと考えています。R1.11清掃・点検（水道施設構造物等点検基準書R5.4 水管理センター・長沢浄水場 点検計画表より）の報告書を開示して頂けないでしょうか。	資料の開示を目的とした資料閲覧期間は終了しています。なお、安全に業務を実施していただくことを目的とし、契約後、資料を提示します。
120	要求水準書	業務の実施にあたっての留意事項について	22	第2	2	(2)	ア			「本市が過去に実施した測量・地質調査結果等は参考とし、対象施設の設計及び工事にあたって必要な調査を行うこと。」とありますが、第2回質問回答書No76でも回答を頂きましたが、貴市にて実施した測量・地質調査結果等から、不明な部分を事業者側で実施するものとして、参考とした貴市が実施した測量・地質調査結果等に起因して設計変更等が生じた場合は、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	第2回質問回答書No76の回答を再度ご確認ください。
121	要求水準書	1次濃縮槽改良	23	第2	3	(1)	ア	表2-1		1次濃縮槽劣化補修を施工するにたり、既に実施されている劣化診断報告書があれば開示をお願いします。	劣化診断報告書については、断水せずに目視で確認が可能な範囲を調査した資料となります。閲覧資料No. 37『長沢浄水場 第1沈でん池混和池ほか3箇所耐震診断委託』で配布した「資料-5_一次濃縮槽現地調査報告書」を参照ください。
122	要求水準書	1次濃縮槽改良	23	第2	3	(1)	ア	表2-1		既設1次濃縮槽の照明およびコンセントの電源は、新設排水処理棟からの供給として宜しいでしょうか。異なる場合は供給元をご指示ください。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	2次濃縮槽改良	23	第2	3	(1)	ア	表2-1		既設2次濃縮槽の照明およびコンセントの電源は、新設排水処理棟からの供給として宜しいでしょうか。異なる場合は供給元をご指示ください。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	断水条件制約	24	第2	3	(1)	ウ			既設脱水設備は原則4台運用と記載がありますが、計画修繕やろ布交換などで4台運用ができない場合が想定されます。その場合は都度協議して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	業務処理計画書に基づき協議を行います。
125	要求水準書	荷重条件について	26	第2	4	(1)	ア	-	-	当初の診断時から設備等の荷重が増減した場合は、改めて耐震詳細診断が必要と考えますが、再診断の指示は、発注者で判断されると理解して宜しいでしょうか	事業者で提案される新施設の荷重に基づき、耐震補強設計を実施してください。
126	要求水準書	耐震診断について	26	第2	4	(1)	イ	-	-	貴市で実施された耐震診断は、北側槽(1-1)と南側槽(1-2)の設計条件(モデル、荷重条件等)は同一という理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。

127	要求水準書	耐震診断について	26	第2	4	(1)	イ	—	—	2槽の設計条件が同一で診断を実施されている場合は、1槽分の耐震実施設計で劣化条件等の悪い方を両槽共通の補強計画とする考えで宜しいでしょうか	2槽とも所定の要求性能を満足するよう、受注者が設計条件を検討してください。
128	要求水準書	耐震診断について	26	第2	4	(1)	イ	—	—	貴市で実施された耐震診断では、検討断面数と断面位置をご教示願います	検討断面数は2断面（2方向）、断面位置は2断面とも池中央です。詳細は耐震診断委託検討書（閲覧資料番号37）P.50を参照ください。
129	要求水準書	ひびわれ補修工について	26	第2	4	(1)	イ	(イ)		表2-3「ひび割れ幅は0.15mm程度以上を補修対象とし、注入工法による補修を想定している」との記載がありますが、水道施設耐震工法指針・解説2022Ⅱ参考資料編P371では、補修を必要とするひび割れ幅は0.2mm以上（耐水性）との記載があります。補修対象のひび割れ幅は、0.15mmでは、施工のわりに効果が期待できないと考えます。従いまして、要求性能などを踏まえ協議により決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書	施工条件について	27	第2	4	(2)	ウ	—	—	片池運転が可能な時期および期間を1時間単位で、ご教示願います	片池運転については、出水期を除く時期とします。濃縮処理状況および施設内の工事等の状況を加味し、契約後、協議により決定します。
131	要求水準書	機械警備について	28	第2	4	(3)	イ	(ウ)		「建屋の出入り口については、本市が別途発注にて機械警備を設けるため、それを考慮すること。」と記載がありますが、具体的のどのような機械警備が設けられるのでしょうか。	新設排水処理棟の出入り口全てにIC内臓カード等で開閉が可能となる電子錠を設置し、セキュリティ対策を行うことを予定しています。
132	要求水準書	二次濃縮設備用空気圧縮機について	30	第2	4	(8)	ア	(イ)		空気圧縮機の移設に付随する配管、機械基礎、配線工事については別途発注工事に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	試運転用の電気について	32	第3	2	(2)	イ			試運転用の電気についても貴市より無償で供給頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	要求水準書	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(カ)		資格要件で必要としている(カ)電気主任技術者は本件においてのどの内容において必要なか明確にご提示頂けますでしょうか。また電気主任技術者の配置に関して、第2回質問回答No.162に記載の通り、「点検計画の策定・点検作業要領書の作成・点検作業指揮等」が業務に含まれますが、常駐である必要性はないと読み取れます。電気主任技術者の配置に関しては常駐ではなく、必要に応じて配置するという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の第4維持管理に関する要求水準に示すとおりです。 排水処理設備全般の運転監視、維持管理業務を行う業務責任者、業務副責任者及び作業従事者は常駐し業務に従事する必要があります。そのなかで、電気主任技術者の資格を有するものを配置しなければなりません。 なお、第2回質問回答No.162の回答については、排水処理運転監視、維持管理業務の一部を示すものあり、すべてを示しているものではありません。
135	要求水準書	資格要件について	37	第4	1	(6)	エ	(カ)		電気主任技術者の配置に関して技術者確保が大変困難となっております。この先も確保が難しいことが想定出来ることから外部委託が可能との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の第4維持管理に関する要求水準に示すとおりです。 上記の理由及び、要求水準書に示すとおり、業務責任者、業務副責任者及び作業従事者は、本事業に専任するものとして、外部委託は対象外です。
136	要求水準書	業務報告書について	38	第4	1	(8)				運転維持管理業務を行う上で貴市所掌の計画修繕内容を把握する必要があります。設備毎の計画内容・時期、実施後の報告書等は共有して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

137	要求水準書	事業者の負担について	38	第4	1	(12)				既設設備・新設設備において消火器の抜き取り検査・処分・更新は貴市にてご対応頂けるという理解で宜しいでしょうか。事業者で行う場合、本事業の対象となる既設設備の消火器の種類、数量、製造年月、抜き取り検査記録、消防図面を設備毎に提供してください。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書	事業者負担について	38	第4	1	(12)				ア～スまで項目が記載されていますが、事業者が計画する業務内容に応じて、この中から必要なものを調達すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書	事業者の負担について	39	第4	1	(12)	シ			第2回質問回答No. 1991に記載の通り、令和6年度のろ布支給は380枚という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書	支給材料及び貸与品について	39	第4	1	(13)				支給材料及び貸与して頂ける品のリストをご提示ください。	第2回質問No. 177に記載のとおりです。
141	要求水準書	支給材料及び貸与品について	39	第4	1	(13)				38頁. 第4. 1. (13)事業者の負担に記載のある物品について、貴市が管理している物品で現状使用に問題がないものは全て貸与して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	38頁. 第4. 1. (12)事業者の負担に記載のある物品については、事業者にて用意いたします。
142	要求水準書	緊急時の対応について	40	第4	1	(16)	ウ			「市内観測所の1箇所以上」とありますが、設置されている震度計の距離が離れている箇所があり全ての観測所が対象というのは現実的ではございません。「長沢浄水場半径〇m以内の観測所が対象」や「気象庁が設置している震度計が対象」などに変更していただくことは可能でしょうか。	局で定めたものであり、変更は出来ません。
143	要求水準書	火災・盗難の防止について	41	第4	1	(24)				「長沢浄水場自衛消防隊」の詳細をご教授ください。(活動内容、活動頻度、事業者からの加入人数など)	基本契約後に提示いたします。
144	要求水準書	障害の定義について	43	第4	2	(1)	イ	(7)		「対象施設に故障警報、障害等が発生した場合は」とありますが、この障害とは具体的にどのような事象を想定されておられるでしょうか(技術提案書 第4-1号様式⑩⑪も関連)。ご教示願います。	排水処理施設の運用に影響する事象全般を想定しています。
145	要求水準書	運転管理業務について	43	第4	2	(1)	ウ			測定・分析における毎業務日2回(午前・午後)以上とありますが、2回以上となった場合の測定頻度は運転時間に応じて、事業者判断という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書	コンクリート構造物の点検について	44	第4	2	(2)	ウ			資料閲覧30「水道施設構造物等点検基準書」に準じた点検及び記録を行うとありますが、資料閲覧30の中に委託仕様書があります。こちらは現委託の仕様書であり、参考資料という理解で宜しいでしょうか。	本市が発注する際の標準的な仕様書であり、参考資料扱いとなります。
147	要求水準書	コンクリート構造物の点検について	44	第4	2	(2)	ウ			コンクリート構造物の点検は既設施設も対象という理解で宜しいでしょうか。既設施設も対象の場合は対象となる既設施設、各対象施設の直近の点検年月、点検方法(委託or目視)、SUS鋼構造物の有無をご教授ください。	要求水準書12頁 表1-8に記載の施設が対象となります。点検年月、点検方法等は閲覧資料No. 30「水道施設構造物等点検基準書」を参照ください。
148	要求水準書	電気主任について	44	第4	2	(2)	エ	(9)		点検時における事業者側の電気主任技術者は必要無いとの理解で宜しいでしょうか。(2重配置の必要性がない為)	電気設備点検時は、日ごろから電気設備を管理している事業者側の電気主任技術者の立会いが必要となります。

149	要求水準書	ろ布調達・交換・処分業務	45	第4	2	(3)	ク			初年度のろ布は貴市からの支給と記載されていますが、初年度のろ布処分は事業者負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書	計画外修繕について	46	第4	2	(5)	ウ			修繕の規模や内容、範囲が不明確です。対象における修繕履歴(更新履歴)、故障履歴等の過去実績資料を提示頂きどの範囲での修繕を本業務で想定しているのか示して頂けますでしょうか。	計画外修繕は本業務の全施設の突発的な修繕業務であり、規模や内容、範囲の想定はありません。事象に応じて双方協議し、受注者の対応可否も含めて決定します。
151	要求水準書	ストレーナ及びスクリーンの清掃作業	47	第4	2	(7)	イ			閲覧資料「長沢浄水場排水処理排水池更新及び排泥池耐震補強工事 竣工図書・図面」を確認すると、排泥池の排泥排泥引抜ポンプ1次側にストレーナーが設置されています。令和7年以降の排泥池運用開始後は、上水道、工業用水道、他自治体受入排泥等の受入により、毎日排泥池排泥引抜ポンプの運転が想定されます。こちらのストレーナーの清掃は、業務日の業務時間内の作業で管理出来るという理解で宜しいでしょうか。また、業務日、業務時間内で管理出来ない場合、貴市にて設備改造等を実施して頂ける認識でよろしいでしょうか。	平時においては、業務日の業務時間内での作業を想定していますが、出水期においては高濁度により、秋には落葉等で夾雑物が増加しますので、ストレーナー清掃の頻度により時間外勤務での対応が必要となる場合があります。設備改造等については現在想定していません。
152	要求水準書	ストレーナ及びスクリーンの清掃作業	47	第4	2	(7)	イ			令和7年以降の排泥池運用開始後は、各排泥等の受入により、毎日排泥引抜ポンプの運転が想定されます。排泥池排泥引抜ポンプ一次側ストレーナーの清掃は、業務日の業務時間内の清掃作業で管理出来るという理解で宜しいでしょうか。また、業務日、業務時間内で管理出来ない場合、貴市にて設備改造等を実施して頂ける認識でよろしいでしょうか。	No. 151の回答を参照ください。
153	要求水準書	施設見学対応協力業務の範囲	47	第4	2	(7)	ウ	(7)		事業者が協力する内容に、パンフレットの作成、安全管理は含まれないという認識でよろしいでしょうか。また、人数は何名程度を想定すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	パンフレットの作成は含まれませんが、施設概要等の資料作成については協力をお願いすることがあります。また、安全確保についてもご協力をお願いします。要求水準書に記載のとおりに対応をお願いします。人数については、見学の規模によりますが、事業者側の対応は1～3名程度の協力を想定しています。
154	別紙12 参考図1/2	RC床版増設について	-	-	-	-	-	-	-	汚泥掻寄機の歩廊を固定式で更新する場合は、濃縮槽四隅の柱・スラブの機能的が不要となり、撤去することも可能となります。同様に、更新により、不要となるものがあれば、撤去可能と理解してよいですか	契約後の設計期間において、維持管理性や機能性等を検討の上、構造等が決定されるため、協議となります。
155	別紙12 参考図1/2	RC床版増設について	-	-	-	-	-	-	-	RC床版増設の目的をご教示願います	維持管理の観点から増設すると判断したものでありますが、契約後の設計期間において、維持管理性や機能性等を検討の上、構造等が決定されるため、協議となります。
156	別紙12 参考図1/2	鉄筋挿入工法について	-	-	-	-	-	-	-	底版補強の範囲について、隅角部は補強不要との理解で宜しいでしょうか。	既設施設の耐震診断時においては、施工不要と判断したものでありますが、契約後の詳細設計時に実施する耐震補強診断の結果によります。
157	別紙12 参考図1/2	鉄筋挿入工法について	-	-	-	-	-	-	-	隅角部(玉石コンクリート設置部)の補強が不要と判断された理由をご教示願います。	No. 156の回答を参照ください。